

太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 30 号

太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例(平成 29 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「午後 10 時」を「午後 9 時」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

(1) 基本使用料 (単位：円)

使用区分		午前	午後	夜間	昼間	午後～ 夜間	全日
使用時間		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
施設名	会議室 1	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	会議室 2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	和室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	調理室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	ホール	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600

(2) 使用時間は、本来の目的に要する時間のほかに、準備及び後片付けに要する時間を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条

例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。